

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物施設立入検査マニュアル(移送取扱所等)について(通知)

危険物施設の立入検査の実施については、「危険物施設立入検査マニュアルについて」(平成3年5月23日付け消防危第43号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知。以下「43号マニュアル」という。)にて、その適切な運用をお願いしているところであるが、今般、別紙のとおり、移送取扱所、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第19条第2項各号の一般取扱所、消火設備、警報設備、タンク冷却用散水設備及び水幕設備に係る危険物施設立入検査マニュアルを作成したので、貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、当マニュアルの活用を図るようよろしく御配慮願いたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 当マニュアルは、43号マニュアルの1及び2に掲げる留意点に従い活用すること。
- 2 消火設備及び警報設備については、必ずしも当マニュアルの項目全部を詳細に確認する必要はなく、消火設備及び警報設備の機能に関する必要事項のみを検査することで差しつかえないこと。
- 3 消火設備及び警報設備については、消防設備士又は消防設備点検資格者により定期点検が実施されている場合は、当マニュアルによる検査を省略して差しつかえないこと。

別紙

危険物施設立入検査マニュアル(移送取扱所・一般取扱所・消火設備・警報設備・タンク冷却用散水設備・水幕設備関係)

凡例

- ・法……………消防法(昭和23年法律第186号)
- ・令……………危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
- ・則……………危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)
- ・告……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年自治省告示第99号)
- ・消防危24……………消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について(平成元年3月22日消防危第24号)
- ・消防危80……………「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について(昭和55年7月1日消防危第80号)

- (例) 令9-1-13-イ……………危険物の規制に関する政令第9条第1項第13号イ
則25の3-2……………危険物の規制に関する規則第25条の3第2号
則25の4-1-1の2……………危険物の規制に関する規則第25条の4第1項第1号の2

危険物施設立入検査マニュアル[移送取扱所]

項目	基準の内容	着眼項目	チェックの方法
・移送基地の保安措置	・構内に公衆がみだりに入らないようにさく、塀等を設けること。ただし、周囲	① さく、塀等に亀裂、損傷はないか。	① 目視による確認

移送基地	(則28の51) (告66)	<p>の状況によりそのおそれがない場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物を取り扱う施設（地下に設置するものを除く。）は、移送基地の敷地の境界線から配管に係る最大常用圧力に応じて、一定以上の距離を離すこと。ただし、保安上支障がない場合は、この限りでない。 ・第4類の危険物（水溶性のものを除く。）の移送基地には、油分離装置を設けること。ただし、保安上支障がない場合は、この限りでない。 ・移送基地の敷地の境界部分を土盛り等の方法により0.5 m以上高くすること。ただし、保安上支障がない場合は、この限りでない。 ・油分離装置にたまった危険物は随時くみ上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 敷地境界の変更により、必要な距離に不足を生じていないか。 ③ 土盛り等に亀裂、損傷はないか。 ④ 水抜口は閉鎖されているか、土砂等のつまりはないか。 ⑤ 油分離装置に亀裂、損傷はないか。 ⑥ 油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ② 目視、実測及び関係者への質問による確認 ③ 目視による確認 ④ 目視による確認 ⑤ 目視による確認 ⑥ 目視による確認
	(令24-4の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ等は堅固な基礎の上に固定すること。 ・ポンプ等の周囲に、ポンプ等に係る最大常用圧力に応じた空地を保有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ポンプ等からの危険物の漏れはないか。 ② ポンプ等は正常に機能しているか。 ③ ポンプ等に変形、損傷、腐食 	<ul style="list-style-type: none"> ① 目視による確認 ② 目視及び定期点検記録表等により確認 ③ 目視による確認
地	(告60)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、学校等の保安対象物件から一定の距離を保つこと。ただし、保安上必要な措置を講じた場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 目視及びハンマーテスト等により確認
	(告61)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ室は壁、柱、出入口等を定められた構造で造り、床は危険物が浸透しない構造とし、その周囲に高さ0.2 m以上の囲いを設けること。 ・ポンプ室は、漏れた危険物が外部に流出しないように床に傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。 ・ポンプ室には、採光、照明、換気・排出設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか。 ⑥ 保安距離内に保安物件が新築、増築されていないか。 ⑦ 代替措置の防火上有効な扉等に亀裂、損傷はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 目視及び実測により確認 ⑥ 目視及び実測により確認 ⑦ 目視による確認
	(告62)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外のポンプ等の直下の地盤面は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、その周囲に高さ0.15 m以上の囲いを設けること。 ・屋外のポンプ等には、排水溝及びためますを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか。 ⑨ 防火戸に損傷はないか、その開閉機能はよいか。 ⑩ 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 目視による確認 ⑨ 目視及び作動により確認 ⑩ 目視及び定期点検記録表等により確認
	(令24-4の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ためますにたまった危険物は随時くみ上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 地盤面、囲い、排水溝及びためますに亀裂、損傷はないか。 ⑫ 排水溝及びためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 目視による確認 ⑫ 目視による確認

	<p>・ピグ取扱い装置 (則28の48) (告63)</p> <p>(令24-4の2)</p>	<p>・ピグ取扱い装置は、当該装置の内部圧力を安全に放出でき、かつ、内部圧力が放出された後でなければ、ピグの挿入又は取り出しができないよう措置すること。</p> <p>・配管に異常な応力が発生しないように取り付けること。</p> <p>・ピグ取扱い装置を設置する床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、漏れた危険物が外部に流出しないように排水溝及びためますを設けること。</p> <p>・一定の構造のポンプ室以外に設けるピグ取扱い装置の周囲には、3m以上の幅の空気を保有すること。</p> <p>・ためますにたまった危険物は随時くみ上げること。</p>	<p>① ピグ取扱い装置に変形、損傷はないか。</p> <p>② 危険物の漏れはないか。</p> <p>③ ピグ取扱い装置の内部圧力放出設備の機能はよいか。</p> <p>④ 床、排水溝及びためますに亀裂、損傷はないか。</p> <p>⑤ 排水溝及びためますに滞油、滞水、土砂等の堆積はないか。</p> <p>⑥ 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか。</p>	<p>① 目視による確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視及び定期点検記録表等により確認</p> <p>④ 目視による確認</p> <p>⑤ 目視による確認</p> <p>⑥ 目視及び実測により確認</p>
	<p>・配管 (則28の5)</p> <p>・伸縮吸収措置 (則28の6)</p>	<p>・配管等の構造は、移送される危険物の重量等の主荷重及び風荷重等の従荷重によって生ずる応力に対して安全なものであること。</p> <p>・配管の有害な伸縮が生ずるおそれのある箇所には、伸縮を吸収する措置を講ずること。</p>	<p>① 配管敷設地の周囲に変化はないか。</p> <p>② 配管に変形、損傷、塗装の剝離、腐食はないか。</p> <p>③ 危険物の漏れはないか。</p>	<p>① 目視、施設台帳及び関係者への質問により確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視及び定期点検記録表等により確認</p>
配 管 弁 等			<p>④ 配管ピット等に変形、損傷はないか、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか。</p> <p>⑤ エアー抜き、ドレンの変形、損傷はないか、危険物の漏れはないか。</p> <p>⑥ ベローズ形伸縮継手等に変形、損傷、異常な圧縮・伸張はないか、取付ボルトにゆるみはないか。</p>	<p>④ 目視による確認</p> <p>⑤ 目視による確認</p> <p>⑥ 目視及びハンマーテスト等により確認</p>
	<p>・漏えい拡散防止措置 (則28の7) (則28の22) (告39)</p>	<p>・配管等をフランジ接合とする場合は、当該部分の点検を可能とし、かつ、危険物の漏えい拡散防止措置を講ずること。</p> <p>・市街地並びに河川上、道上、道路上その他一定の場所に配管を設置する場合は、定められた危険物の漏えい拡散防止措置を講ずること。</p>	<p>① 危険物の漏れはないか。</p> <p>② 漏えい拡散防止措置に変形、損傷、腐食はないか。</p>	<p>① 目視による確認</p> <p>② 目視による確認</p>
	<p>・防食措置 (則28の9) (告22) (則28の10) (告23)</p>	<p>① 地下又は海底に設置する配管等には、塗覆材による防食措置及び電気防食措置を講じなければならない。</p> <p>② 地上又は海上に設置する配管等には、さび止め塗装を施さなければならない。</p>	<p>① 防食電位は適切か。</p> <p>② 端子箱の損傷、土砂等の堆積はないか。</p> <p>③ 断線、端子のゆるみはないか。</p>	<p>① 目視及び定期点検記録表等により確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視による確認</p>

		④ 排流器の作動状況はよいか。 ⑤ 塗装の剝離、腐食はないか。	④ 目視及び定期点検記録表等により確認 ⑤ 目視による確認
・加熱、保温設備 (則28の11)	・配管等に加熱又は保温のための設備を設ける場合は、火災予防上安全で、かつ、他に悪影響を与えないような構造とすること。	① 保温材に損傷はないか、その剝離はないか。 ② 安全装置の機能はよいか。	① 目視による確認 ② 目視及び定期点検記録表等により確認
・地下埋設配管 (則28の12) (告24)	・配管は、その外面から建築物、地下街、隧道、その他の工作物に対し、一定の水平距離を保つこと。 ・配管は、その外面から他の工作物に対し、0.3 m以上の距離を保ち、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないこと。ただし、距離をとることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。	① 危険物の漏れはないか。 ② 水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか。 ③ 配管付近に新たな工作物が設けられていないか。	① 目視(漏えい検知口)及び定期点検記録表等により確認 ② 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認 ③ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認
・道路下埋設配管 (則28の13)	・配管は、その外面から建築物、地下街、隧道、その他の工作物に対し、一定の水平距離を保つこと。 ・配管は、その外面から道路の境界に対し、1 m以上の水平距離を保つこと。	① 危険物の漏れはないか。 ② 水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか。	① 目視(漏えい検知口)及び定期点検記録表等により確認 ② 目視、施設台帳等及び関係者への質問によ
	・配管(防護工又は防護構造物により配管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物)は、その外面から他の工作物に対し、0.3 m以上の距離を保ち、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないこと。ただし、距離をとることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。 ・配管の外面と道路面との距離は、定められた距離以下としないこと。	③ 道路境界が移動して水平距離が不足していないか。 ④ 配管付近に新たな工作物が設けられていないか。 ⑤ 道路の変更により定められた距離以下となっていないか。	り確認 ③ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認 ④ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認 ⑤ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認
・線路敷下埋設配管 (則28の14) (告31)	・配管は、その外面から建築物、地下街、隧道、その他の工作物に対し、一定の水平距離を保つこと。 ・配管は、その外面から他の工作物に対し、0.3 m以上の距離を保ち、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないこと。ただし、距離をとることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。 ・配管は、その外面から軌道中心に対し4 m以上、当該線路敷の用地境界に対し	① 危険物の漏れはないか。 ② 水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか。 ③ 配管付近に新たな工作物が設けられていないか。 ④ 軌道敷の変更により定められた距離が不足していないか。	① 目視(漏えい検知口)及び定期点検記録表等により確認 ② 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認 ③ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認 ④ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認

	<p>1 m以上の水平距離を保つこと。ただし、一定の場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管の外面と地表面との距離は1.2 m以下としないこと。 	<p>⑤ 地表面の掘削等により定められた距離以下となっていないか。</p>	<p>⑤ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p>
<p>・河川保全区域内埋設配管 (則28の15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管は、その外面から建築物、地下街、隧道、その他の工作物に対し、一定の水平距離を保つこと。 ・配管は、その外面から他の工作物に対し、0.3 m以上の距離を保ち、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないこと。ただし、距離をとることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。 ・配管は、堤防法尻又は護岸法肩に対し、河川管理上必要な距離を保つこと。 	<p>① 危険物の漏れはないか。</p> <p>② 水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか。</p> <p>③ 配管付近に新たな工作物が設けられていないか。</p> <p>④ 堤防又は護岸の変更により必要な距離が不足していないか。</p>	<p>① 目視（漏えい検知口）及び定期点検記録表等により確認</p> <p>② 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p> <p>③ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p> <p>④ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p>
<p>・地上設置配管 (則28の16) (告32)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面に接しないようにすること。 ・移送基地構外の配管は、住宅、学校等の保安対象物件に対し、一定の水平距離を保つこと。 ・移送基地構外の配管の両側には、最大常用圧力に応じ、一定の幅以上の空地を保有すること。ただし、保安上必要な措 	<p>① 危険物の漏れはないか。</p> <p>② 配管に変形、損傷、塗装の剝離、腐食はないか。</p> <p>③ 配管は地表面に接していないか。</p> <p>④ 水平距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか。</p>	<p>① 目視による確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視による確認</p> <p>④ 目視及び実測により確認</p>
<p>(告33)</p>	<p>置を講じた場合はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し、安全な構造の支持物により支持すること。 ・配管支持物は、耐火性を有すること。 ・自動車等により配管又は配管支持物が損傷を受けるおそれのある場合は、一定の防護設備を設置すること。 ・配管は、他の工作物に対し、当該配管の維持管理上必要な間隔を有すること。 	<p>⑤ 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか。</p> <p>⑥ 代替措置の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか。</p> <p>⑦ 配管支持物に変形、損傷、塗装の剝離、腐食はないか。</p> <p>⑧ 配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか。</p>	<p>⑤ 目視及び実測により確認</p> <p>⑥ 目視による確認</p> <p>⑦ 目視による確認</p> <p>⑧ 目視による確認</p>
<p>・海底設置配管 (則28の17) (告34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管は埋設すること。 ・配管の立ち上がり部には防護工を設けるとともに、その損傷を防ぐため必要な箇所に衝突予防止措置を講ずること。 	<p>① 配管の露出はないか。</p> <p>② 防護工に変形、損傷はないか、衝突予防止措置に変形、損傷はないか。</p> <p>③ 危険物の漏れはないか。</p>	<p>① 定期点検記録表等により確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視及び定期点検記録表等により確認</p>
<p>・海上設置配管 (則28の18) (告36)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配管は、地震、風圧、波圧等に対し安全な構造の支持物により支持すること。 ・配管は、船舶により損傷を受けることのないよう海面との間に必要な空間を確保して設置すること。 ・船舶の衝突等によって配管又はその支 	<p>① 危険物の漏れはないか。</p> <p>② 配管に変形、損傷、塗装の剝離、腐食はないか。</p> <p>③ 配管支持物に変形、損傷、塗装の剝離、腐食はないか。</p> <p>④ 海面との間に必要な空間が確</p>	<p>① 目視による確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視による確認</p> <p>④ 目視による確認</p>

	<p>持物が損傷を受けるおそれのある場合は、一定の防護設備を設けるとともに、その損傷を防ぐため必要な箇所に衝突予防措置を講ずること。</p> <p>・配管は、他の工作物に対し、当該配管の維持管理上必要な間隔を有すること。</p>	<p>保されているか。</p> <p>⑤ 配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか。</p> <p>⑥ 防護設備に変形、損傷はないか。</p> <p>⑦ 衝突予防措置に変形、損傷はないか。</p>	<p>⑤ 目視による確認</p> <p>⑥ 目視による確認</p> <p>⑦ 目視による確認</p>
<p>・道路横断設置配管 (則28の19)</p>	<p>・配管(防護工又は防護構造物により配管を防護する場合は、当該防護工又は防護構造物)は、その外面から他の工作物に対し、0.3 m以上の距離を保ち、かつ、当該工作物の保全に支障を与えないこと。ただし、距離をとることが困難な場合であって、かつ、当該工作物の保全のための適切な措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>・配管の外面と道路面との距離は、定められた距離以下としないこと。</p> <p>・移送基地構外の架空設置配管は、住宅、学校等の保安対象物件に対し、一定の水平距離を保つこと。</p> <p>・移送基地構外の架空設置配管の両側に</p>	<p>① 危険物の漏れはないか。</p> <p>② 配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか。</p> <p>③ 配管付近に新たな工作物が設けられていないか。</p> <p>④ 道路の変更により定められた距離以下となっていないか。</p> <p>⑤ 水平距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか。</p> <p>⑥ 配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか。</p> <p>⑦ 防護設備に変形、損傷はない</p>	<p>① 定期点検記録表等により確認</p> <p>② 目視による確認</p> <p>③ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p> <p>④ 目視、施設台帳等及び関係者への質問により確認</p> <p>⑤ 目視及び実測により確認</p> <p>⑥ 目視による確認</p> <p>⑦ 目視による確認</p>